

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	設計審査手数料及び工事検査手数料																	
調整の内容	堺市制度に統一する。																			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容																	
堺 市		美 原 町																		
<p>名称：設計審査手数料及び工事検査手数料 内容： 給水装置を新設・改造または撤去する場合 1 設計審査手数料 2 工事検査手数料 （1）装置検査手数料 （2）分岐工事検査手数料 （3）工事用給水検査手数料 を、メーター口径に応じて、徴収する。</p> <p><例> 給水装置が存在しない場所に、工事用の給水を受けながら、新たに標準的な住宅（20mm）を建設するときの手数料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">設計審査手数料</td> <td style="text-align: right;">... 4,100 円</td> </tr> <tr> <td>装置検査手数料</td> <td style="text-align: right;">... 4,200 円</td> </tr> <tr> <td>分岐工事検査手数料</td> <td style="text-align: right;">... 6,200 円</td> </tr> <tr> <td>工事用給水検査手数料</td> <td style="text-align: right;">... 2,600 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">... 17,100 円</td> </tr> </table>		設計審査手数料	... 4,100 円	装置検査手数料	... 4,200 円	分岐工事検査手数料	... 6,200 円	工事用給水検査手数料	... 2,600 円	合計	... 17,100 円	<p>名称：設計審査及び工事検査手数料 内容 給水装置を新設・改造または撤去する場合、新設工事及び全部改造工事とその他の工事等に区別し、それぞれの給水工事申請にかかる設計審査及び工事検査手数料をメーター口径に応じて徴収する。</p> <p><例> 給水装置が存在しない場所に、工事用の給水を受けながら、新たに標準的な住宅（20mm）を建設するときの手数料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">設計審査及び工事検査手数料 給水管引込工事(止水栓まで)に係る手数料</td> <td style="text-align: right;">...2,300 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の工事に係る手数料</td> <td style="text-align: right;">...2,300 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">... 4,600 円</td> </tr> </table>		設計審査及び工事検査手数料 給水管引込工事(止水栓まで)に係る手数料	...2,300 円	上記以外の工事に係る手数料	...2,300 円	合計	... 4,600 円	堺市の基準に統一する。
設計審査手数料	... 4,100 円																			
装置検査手数料	... 4,200 円																			
分岐工事検査手数料	... 6,200 円																			
工事用給水検査手数料	... 2,600 円																			
合計	... 17,100 円																			
設計審査及び工事検査手数料 給水管引込工事(止水栓まで)に係る手数料	...2,300 円																			
上記以外の工事に係る手数料	...2,300 円																			
合計	... 4,600 円																			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	証明手数料	
調整の内容	堺市制度に統一する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：証明手数料 内容 水道使用者から申請のあった事項に対して、事実の証明を行なう。</p> <p>証明を行う主な内容 水道使用証明 ・「水道使用開始年月日」 ・「現在使用中の年月日」 ・「水道使用休止年月日」 水道料金等納付済証明 ・「当該水道料金等請求月分の納付済額」 契約事務における取り引き証明 ・「契約名称」 ・「履行期間」 ・「契約金額」 上記 ～ について、証明書の発行を行う。</p> <p>証明手数料 ... 200 円 / 件</p> <p>根拠条例 ... 堺市水事業給水条例第 31 条</p>		<p>名称：証明手数料 内容 水道使用者から申請のあった事項に対して、事実の証明を行なう。</p> <p>証明を行う内容 美原町手数料条例 別表第 10 における「前各項に定めのない事項に関する証明」に該当する証明書を発行する。</p> <p>証明手数料 ... 200 円 / 件</p> <p>根拠条例 ... 美原町手数料条例第 2 条</p>		<p>堺市の基準に統一する。</p>